

各保険医療機関等の長 様

古河市長 菅 谷 憲 一
(公 印 省 略)

古河市医療費支給制度（市単独）への公費負担者番号導入について

医療福祉費支給制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、古河市では、福祉の充実及び少子化対策の一環として、茨城県内の市町村が実施しております医療福祉費支給制度（マル福制度）において、対象年齢を20歳到達以後の最初の3月31日まで（ただし19歳・20歳は学生のみ・所得制限あり）拡大することとなり、平成27年6月診療分から公費負担者番号を導入することになりました。

本事業の円滑な運営につきましては、医療機関等のご協力が不可欠であります。

医療費請求システムの変更など、ご負担をおかけする場合もあるかと存じますが、何卒ご理解とご力をお願い申し上げます。

記

1 実施内容

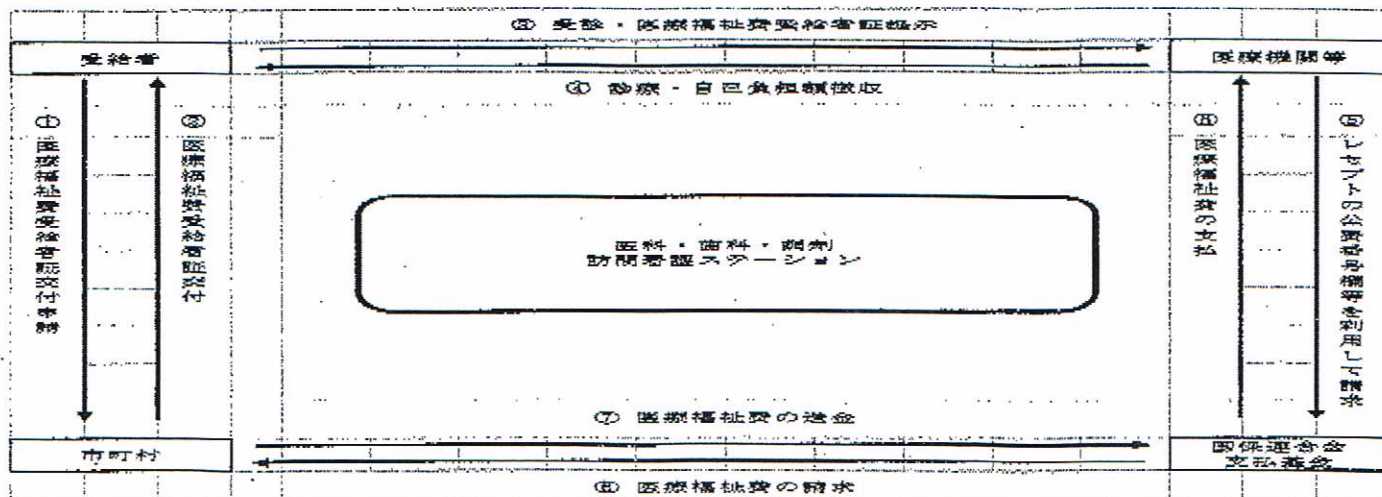
対 象 者	公費負担者番号導入開始月	公費負担者番号	受給者証の色
19歳・20歳の学生 (20歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	平成27年6月診療分から	94080041	オレンジ色

茨城県内で実施されている医療福祉費支給制度（マル福）と同様の取り扱いとなります。

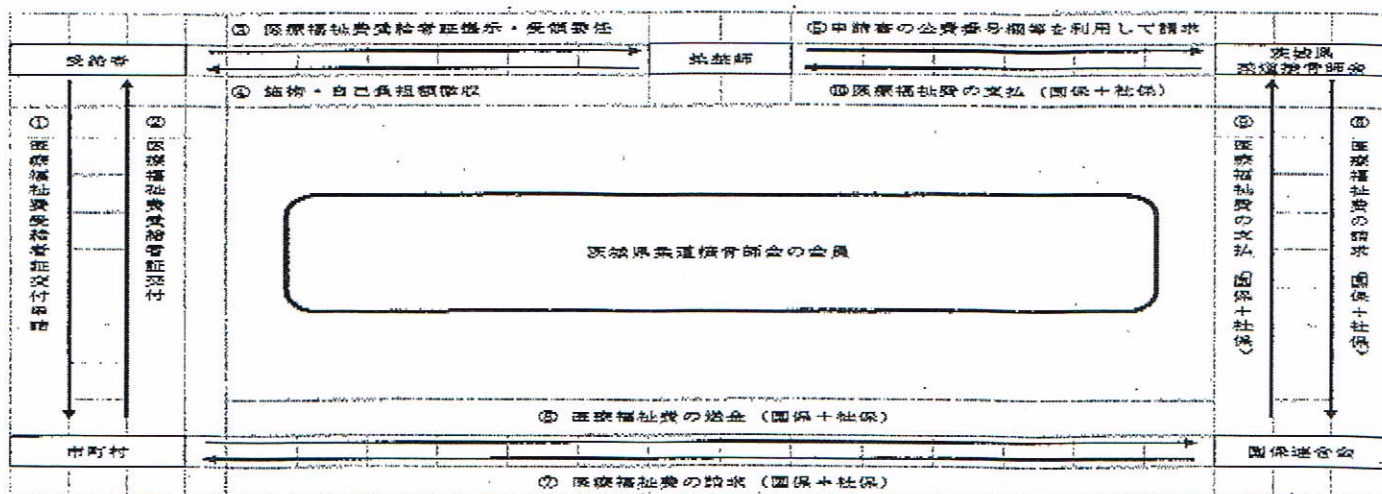
- 平成27年6月診療分より、診療（調剤）報酬明細書（レセプト）に公費負担者番号を記入し、請求する方法となります。
- 支払については、国保連合会・支払基金を通して行われます。
- 一部負担金については、県制度と同様の取り扱いとなります。医療機関ごと（薬局は除く。）に窓口で取をお願いします。
 - ・外来自己負担金 1日600円 月2回まで
※請求額が600円未満の場合は請求金額が外来負担金となります。
 - ・入院自己負担金 1日300円 月3,000円まで

2 給付方法について (請求支払の流れ)

(1) 医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション



(2) 茨城県柔道接骨師会の会員である接骨院



3 医療福祉受給者証について

(古) 医療費助成受給者証

公費負担者番号	9	4	0	8	0	0	4	1
受給者番号								
被保険者証等の記号及び番号								
保険種別								
保険者番号								
受給者	住所							
	氏名							
	生年月日							
有効期間								
発行機関名及び印	茨城県 古河市 印							
交付年月日			年		月			日

※受給者証の色は、オレンジ色です。

4 問い合わせ先

古河市役所 国保年金課 医療係
 電話 0280-22-5111
 内線 1004・1007